
鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 達 第 94 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018年12月25日 達 第94号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

S2 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

S2.6 貨物タンクの位置

S2.6.2 を次のように改める。

S2.6.2 貨物タンクに設けるサクシオンウェル

-1. サクシオンウェルの面積は、必要に応じて貨物ポンプ、サクシオンパイプ、弁、加熱管等を設置するために必要な面積及び十分な吸引及びクリーニングと保守に必要なすき間が確保できる面積よりも大きくしないことが望ましい。

(注) *MARPOL* 73/78, 附属書 II の 12 規則の要件も考慮すること。

-2. タイプ II 船にあっては、規則 S 編 2.6.2 に定める要件を満足するサクシオンウェルであっても外板から 760 mm 以上離して設けること。

附 則

1. この達は、2019年6月25日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。